

5 内部検討の心構え

5-1 基本事項

この章は、次の検討に適用される。

- (1) 町民参加により提出された意見（審議会の答申・提言、町民意見提出制度意見、住民説明会での意見、ワークショップの結論など）の検討
- (2) 町民参加の方法以外に町民から寄せられる提案、要望、苦情などのうち、町民と町の協働によりまちを良くしようという趣旨内容のものものの検討
- (3) 広報レター、町長と語る日における提言内容、ふれあいトークにより出された意見の検討

5-2 検討に際しての心構え

(1) 意見は前向きに考える

町民参加手続（特に町民意見提出制度等）では多様な意見が寄せられると思われるが、一見して実現の可能性が低いと思われるような内容であっても、例えば次のような視点に立つなどして、どうすれば実現できるか検討してみる。特にワークショップなど協働型の町民参加手続については、結論を安易に否定すると参加した町民の不信を招きかねないことに注意のこと。

- ・実現を阻害する要素は何なのか、それを取り除く方法は本当にならないのか
- ・意見の一部だけでも実現できないか
- ・意見の趣旨を他の形で実現できないか
- ・町民、事業者、国、道など役場以外の力も借りて実現できないか

(2) 他所管と積極的に連携する

その部局だけでは処理できないような意見や、他部局の協力があれば実現の可能性があると思われる意見については、その担当部局と積極的に連携して検討すること。また、他部局から意見の検討を依頼されたりしたような場合には、きちんと応じ、責任をもった検討をすること。

(3) 責任をもって判断し対応する

町民から寄せられた意見の検討結果に責任を持つのは担当部局である。町民意見を採用する場合でも、なぜ採用したのかという理由をきちんと説明できるような検討をすること。「こんな町民意見があったので〇〇した」といった安易な説明しかできないようでは、執行機関として責任放棄であるということを認識すること。

5-3 決定書記載事項、公表内容

意見検討結果について検討結果を決定するときやその結果を公表するときは、最低でも次の事項を明らかにすること。特に公表に当たっては、簡潔明瞭な説明となるよう配慮すること。

- (1) 提出された意見の内容（同一内容の意見が複数あったときはまとめて可）
- (2) 意見の検討結果とその理由（意見の採否（一部採用含む）、そのように決した理由）
- (3) 意見の検討経過（検討担当所管、協議先、決裁者、決裁日、検討結果などの大きな修正があればその内容など）

5-4 その他の町民参加（例住民説明会）準備、開催、その後のスケジュール

①年度当初に年間スケジュールを広報に掲載（締切り1月下旬、広報掲載3月15日号）

②住民説明会の内容が決定

③20日までに説明会を開催する旨を広報広聴係へ提出
（情報統計係、企画グループへ内容について連絡）

④ホームページ、掲示板、マスコミ等可能な限りの手段で説明会の開催日程
等を住民に周知

⑤15日広報配布、住民周知

⑥周知期間（1月程度）

⑦説明会の開催

⑧説明会で出された意見等の公表（開催後1月以内）

